

わくや

農業委員会だより



▲手嶋一郎・真也さん（11区）は
シクラメンの生産農家



▲アスファ生産組合を訪問する村井県知事

宮城県の基幹種雄牛（南安平）
の生産者鈴木清志さん
(上郡1区)



▼猪岡営農組合の麦刈りの様子



農業委員会が発信する 涌谷の農業情報、 ぜひご覧ください



涌谷町農業委員会
長 榮 一
佐 竹

われわれ農業委員会といった
しましても、農業者の公的
代表としての農業委員会の
役割を改めて確認し、地域
農業の振興に向けた取り組
みを強化して参りたいと考
えております。

その一環として、今回

「農業委員会だより」の第
1号を発行することとなり
ました。この「たより」が、

平素は、農業委員会活動
に格別のご支援、ご協力を
賜り厚くお礼申し上げます。
このたび、農業委員会だ
よりを発行するにあたり、
皆様にごあいさつを申し上
げます。

平成17年3月に策定された
食糧・農業・農村基本計画
により、担い手に対して施
策を集中する「品目横断的
経営安定対策」、これと表
裏一体の関係にある米の生
産調整支援策を見直す「米
政策改革推進対策」、農地・
水などの資源や環境の保全
向上を図るための「農地・
水・環境向上支援対策」の
3つを柱にして、本年4月
からすでにスタートしてお
ります。

近年の農村を取り巻く情
勢は、担い手の減少、高齢
化の進展や耕作放棄地の拡
大、国内の農産物価格の低
迷、加えて国際化による食
糧の輸入増加等、様々な課
題を抱えています。

戦後最大の農政改革は、
このような農業情勢の中、

ともに、皆様からのご意見、
ご提案をいただけるような、
親しみのある農業委員会だ
よりになることを期待して
おります。

今後とも農業委員会活動
へのより一層のご支援とご
指導をお願い申し上げ、農
業委員会だより発行のご挨
拶といたします。

安 部 元 彦

(猪岡区 公選 9期)

☎ 45-12967



長 根 宏

(上郡2区 公選 5期)

☎ 43-15070

自ら農業の経営者として
頑張っているものの後
継者及び農地の荒廃など
課題も多くあり、今後も
地域の良き相談者として
頑張ります。

佐々木 廉

(太田区 公選 4期)

☎ 45-13160

農業は人類の命を守
る農業は環境を守り地
球を守る。それは何時
時代も変わりなし。私は
そう信じ続けたい。私は
そう叫び続けたい。

農業情勢の厳しい中、
大自然の恩恵を忘れがち
なこの頃です。人生の原
点を与えてくれる宝の農
業を大切にします。

廣瀬 宗夫

(11区 公選 6期)

☎ 43-13376

農業情勢が厳しい時代
になり農家の高齢化、そ
して担い手不足の中、農
業委員として微力ながら
頑張ります。





私の家族は、両親と私たち夫婦、長男夫婦と孫、次男の8人家族です。

経営内容は。自分は水稻、長男夫婦は小ネギ、妻と次男は水稻と小ネギの両方、両親は育苗ハウスを利用し、てのほうれん草栽培と3部

門それぞれ分担して作業をしています。

私は、平成9年に就農と同時に認定農業者になり、受託契約などで農地の集積を目標にしてきました。

長男は経営を独立させたいと言うことで、平成14年学校を卒業と同時に認定を取りました。長男が就農を決めたとき、将来は水稻だけでは經營が成り立たないのではないかと話し合った結果、施設園芸を取り入れることを決め、アスファ生産組合で一年間研修させて頂きました。地元での研修を決めたのには訳がありました。気候の違い

や、問題が生じた時にすぐ相談できる先輩方が近くにいるということです。おかげさまで部会の皆様にはいろいろお世話になりながらいまでは将来の規模拡大や水稻部門の集落営農なども考えるようになりました。

農業を取り巻く情勢はとても厳しいものがありますが、安全、安心な農産物の提供を目指し3部門とも、エコファーマーを取得し、今日家族で頑張っております。

佐々木さんの 経営内容

水稻 12ha
小ネギ 1,300坪
ホーレン草 200坪
その他路地野菜

認定農業者 がべつてます！

上郡2区
佐々木良一
さん

遠藤 伸雄

(大谷地区 選任)

☎ 45-12593

議会の推薦を受け農地の保全効率的な農用地の集積などで農業委員として与えられた責務を遂行中です。

三浦 秀夫

(9の2区 公選 4期)

☎ 42-12005

農業委員としての責務の重さを痛感しております。新たな農業に対し地域の皆様と話し合い農業発展のため頑張ります。

千葉 幸喜

(長根区 公選 9期)

☎ 45-12404

地域住民の生活向上を目指し地域資源の合理的利用調整や生産流通面に至るまで、総合的に考慮し、意志決定可能な地域レベルの新しい中核的組織機構の確立に努めます。

黒澤 長一

(吉住区 選任)

☎ 45-13125

旧迫川右岸土地改良区より再び推薦され2期目になり責務の重さ農業情勢の厳しさを痛感しております。真摯に涌谷町農業の振興、発展に向けて努力いたします。



わくやの農業の翼

涌谷スパイラルウイング

水稻防除作業(無人ヘリ)チーム

私たち、涌谷スパイラルウイングは、平成16年、町の防除協議会の勧めで産業用無人ヘリコプターの資格を取得したことから結成されました。現在、オペレーターは9名おり、それぞれが農家で農作業に従事する一方、防除作業に取り組んでいます。

作業は1機当たりオペレーター1名、散布場所の指示



平成15年度1期生

阿部 智英 三浦 正吉 白幡 弘征
鈴木 祥高 入生田栄弘

平成16年度2期生

遠藤 将 宮城 幸村 渡部 康玄

平成18年度3期生

大川 裕介

メンバー

散布面積

いもち防除	1,300ha
カメムシ防除	1,260ha
大麦小麦	450ha
大豆	260ha

や安全確認等を行うナビゲーター1名、農薬の混合やヘリの運搬等を行う作業員1名の3~4人編成です。

早朝(4時30分~5時)からの作業が続く時もあり、更に操縦で長時間の緊張状態なので、体調管理や事故を起こさないよう安全面に気を付けており、丁寧な散布、規定内の農薬を的確に納得して頂けるように心がけております。

畠 岡 茂
(岸ヶ森区 公選 4期)

☎ 45-12270

農業経済がライフワークです。縁あつて農業委員の席を預かっています。これからも涌谷町農業を考え参ります。

佐々木 長市
(1区 選任)

☎ 33-13298

扱い手農業がスタートし、農業は大きく改革の時期を迎えております。変化を見通し、地域農業の調和ある発展に貢献であります。

西條國吉

(大谷地区 選任)

☎ 45-12622

農業委員として大崎農業共済組合より推薦され責任の重大さを痛感いたしております。農業振興のために微力ながら頑張りますので、ご指導ご協力をお願いいいたします。

大友利明

(小里区 公選 3期)

☎ 45-12164

信頼する農業委員仲間と情報を交換し、農地の「よろず相談」に力を入れております。是非、声をおかけ下さい。



苗づくりは おまかせ!

(有)米倉園芸
米倉一男(長根区)



米倉園芸さんの 経営内容

施設園芸
(野菜苗・花苗)
..... 2,700坪

今年の苗は安全安心が主導し、自然に近い、時には無農薬の注文もあります。これは将来の食料生産の基本となるもので、食料に携わる農業は、自然相手の最も難しい職業ですかね。農家の最大の関心事はWTO農業交渉と日豪経済連携協定の交渉にあると思います。重要品目がどれだけ関税の撤廃や削減から貿易競争では日本農業に勝

います。農作物は季節と天候で日ごと変化し、それに病気や害虫も発生し、年に一度の症状が出ることもあり、失敗はほとんど味わつたつもりです。でも、失敗の繰返しが次年度の源になつていているのも確かです。

日本の農業は、依然として日ごと変化し、それに病気や害虫も発生し、年に一度の症状が出ることもあり、失敗はほとんど味わつたつもりです。でも、失敗の繰返しが次年度の源になつてているのも確かです。

ち目はないでしょう。日本は食料を60%外国に依存しています。自給率を上げるには消費者の意識が国産農産物に向けられるのが一番。日本産を使命感を持つて利用する国民運動や教育があつても良いのではと思いません。国が愛国心を語るならここが出発点だと言いたくなります。

相手を侵さない自給自足的な循環型の社会と地域づくりが語られています。自給自足は農業が一番。近頃はバイオエタノールが登場し、品種や栽培方法はまだ進化するはずです。国産農産物からエネルギーが自給できれば、これが農業の武器になるのではと期待しています。

佐藤時雄
(短台区 公選 5期)
農業を取り巻く環境は、農畜産物価格の低迷、生産調整、高齢化、後継者不足等厳しい農業情勢の中、微力ではありますが地域農業発展のため努力したいと思います。

大平義孝
(下小塚区 公選 5期)
激変する農業農地情勢のなか、農地と集落を守るために合意づくりが大きな課題です。町民皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

高成貫治
(2の1区 公選 2期)
☎ 42-12881



日野善勝
(下町区 公選 1期)
☎ 42-12181



農業委員になつて5年になります。先が見えない農業問題、地域農業の活性化を図り、微力ですがお役に立てるよう頑張ります。

農家の世話役として、高齢化が進むなか、後継者の育成と地域農業の活性化に努めます。



集落農業 地域活性!

区 均さん
高橋



平成19年度からスタートした経営所得安定対策は、今後の地域農業の担い手を育成し、経営の中心的役割を担える人材を作る事が目的であり柱である。しかし、昔のような農家生まれの長男に、ただ農業を継がせる事と訳が違う。経営感覚がなにより求められる時代になつて来た事で、専業農家と兼業農家の農業に対する考え方の差をどのように埋めていけるかが、その地域の農業の方向性、特色が芽生え、成長させる鍵になると感じられます。

今回の経営安定対策で個別の認定農業者、法人組織、また、地域を中心とした集落農組織に限定された中で、政策への対応の大変さ難しさが出て来ています。私の集落でも、営農組織

立ち上げて活動していますが、まだまだ私自身、手探りの状態であります。5年後の中法人化まで目標を見据えて進んでいきたいと思います。その時に集落農業はどう変化しているかによつ

て、若い担い手が育つ環境の有無を判断し、整備して行ければ良いと思います。これが今回の経営所得安定対策の利用方法だと思いま

農業委員会では、いま重要な課題となっている家族経営協定について積極的に推進を行っています。魅力ある農業経営実現のため家族経営協定を結んでみませんか。



結びませんか？ 家族経営協定

●問合先

農業委員会

☎ 43-12120

産業振興課農業振興班

☎ 43-12119

美里農業改良普及センター

☎ 32-31115

経営主と一緒に従事している家族（配偶者・子・子の配偶者・経営主の父母）が、農業経営や生活運営などの目標を持ち実現していくための、家族みんなで決めるルール「家族経営協定」です。

この協定が平成19年6月に

涌谷町役場において行われ、涌谷町で12番目となる下小塚区で酪農経営されている菅原潤さん夫婦、そして後継者の息子さんとの家族経営協定が、

涌谷町農業委員会会長、ほか農業委員、美里農業改良普及センター所長立ち会いのもとに調印式が行われました。

農業委員会では、いま重要な課題となっている家族経営協定について積極的に推進を行っています。魅力ある農業経営実現のため家族経営協定を結んでみませんか。

農業委員会は こんな仕事をしています!

農地の賃貸・売買・農地の 転用についての審査

- 申請事項についての審査、審議、決定

農業委員は地域の世話役

- 農地、税金、後継者など農家の相談相手

地域農業と優良農地の 保全確保

- 土地利用の合意形成
- 無断転用の防止

農業者年金の加入と 受給手続きのお手伝い

- 加入促進
- 受給手続き手伝い
- 円滑な経営移譲の指導

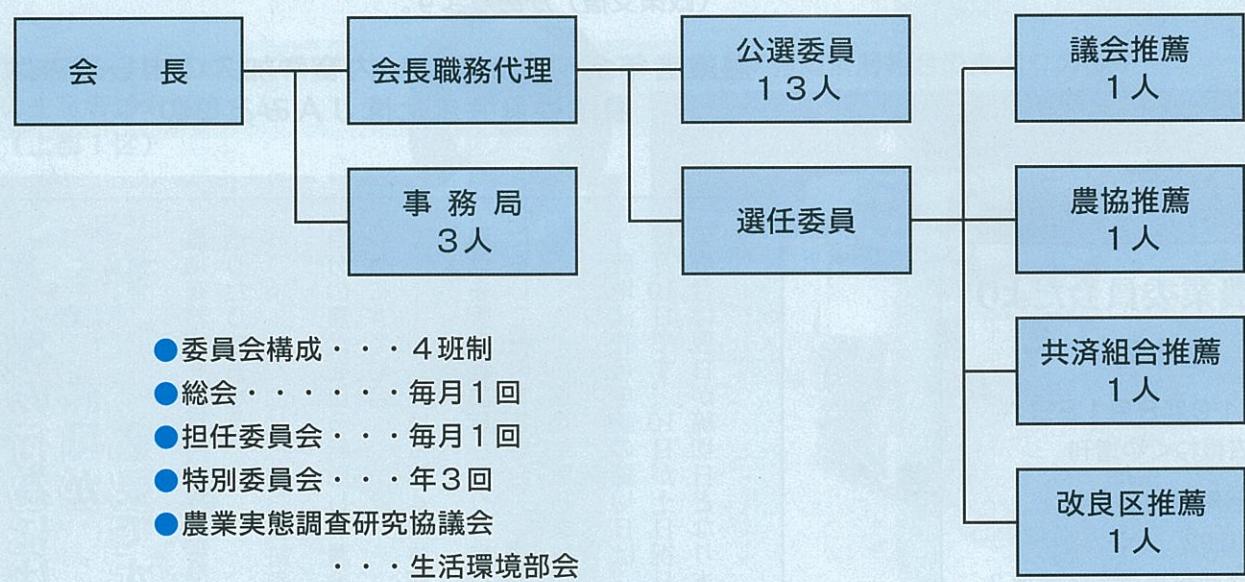
農地情報の一元化

- 農地基本台帳の整備
- 各種証明書の発行

認定農業者等への農地利用 集積・経営改善の指導

- 農地の利用調整・あっせん
- 農業簿記など講習会実施

農業委員会の組織



農業委員会だより 編集後記

涌谷町農業委員会として記念すべき初めての発行です。編集委員一丸となって知恵と意見を出し合いました。皆様いかがでしたでしょう。

今後も発行を続ける中でこの「だより」が涌谷町農業を映す鏡となり、元気印の町内農家の紹介を通して読者の皆様とともに、ふるさと涌谷を再発見する手掛りとしたいものです。

(S)

編集委員

畠岡茂（委員長）、高成貴治
大友利明、日野善勝



わくや農業委員会だより

第1号

平成19年8月15日
広報わくや増刊

編集：涌谷町農業委員会
〒987-0192
涌谷町字新町裏153番地2
☎ 0229-43-2120

農業者年金で 豊かな老後を！

① 農業に従事する方は加入できます

- 国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。

② 安定した財政運営ができるしくみです

- 将来受け取る年金は自分で積み立てる方式で、確定拠出型であるため加入者や受給者の数に左右されず、安定した年金の財政運営ができます。

③ 保険料は自由に選択できます

- 毎月の保険料は2万円から6万7千円まで、千円単位で加入者が選択できます。

④ 80歳までの保証がついた終身年金です

- 年金は終身受給できます。
- 仮に加入者や受給者が80歳前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

⑤ 税制面でのメリットがあります

- 保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
- 年金は公的年金等控除の対象となります。

⑥ 意欲ある担い手に保険料助成があります

- 認定農業者等一定の要件を備えた意欲ある担い手に対し、基本となる保険料（月額2万円）のうち国から保険料助成（政策支援）があります。

農業者年金制度の詳しい内容や加入の申し込みは
農業委員会またはJAみどりのへ

注意

次の行為には
許可が必要です

農地を耕作する目的で貰ったり、
借りたりする場合
自分の農地を自ら転用し、農地
以外にする場合
農地法第4条許可
農地を第三者に貸したり、売つ
たりして転用する場合
農地法第5条許可
農地法許可申請の締切日は、
毎月10日です。10日が土日祝日
の場合は翌日が締切日となります。